

ふくしま☆スタイルリノベーション住宅

入居者随時募集要項

(抽選で申込みのなかった住宅)

1 住戸概要

(1) 位置図



(2) 平面図



(3) 設備

水道	量水器、止水栓、不凍水抜き栓（パイプシャフト内） 蛇口：台所、洗面所、浴室（給水・給湯）、洗濯機用（給水） トイレ：洋式、ロータンク、暖房便座
ガス	○各自負担品 給湯器（パイプシャフト内設置、リース品）
電気	○最大 50A まで契約可能 （入居時 50A で設置しております） ○照明器具 設置済：玄関ホール、トイレ、廊下、キッチン、棚下灯、洗面・脱衣所、浴室、洗面化粧台、WIC、リビング、中二階 各自設置：各居室、ダイニング、パントリー、流し台手元灯 コンセント：各居室、トイレ、洗面・脱衣所、パントリー、キッチン、ダイニング、リビング、エアコン用、洗濯機用 ○その他：インターホン、シーリングファン、3口IH
電話	○取付端子：ダイニング、キッチン （2回線以上の契約不可）
インターネット	光回線 ※各個人でNTTへの契約が必要です。
テレビアンテナ	○屋上アンテナより各住戸（ダイニング、リビング、各居室）へ分配 ○地上デジタル ○BS対応（各個人で契約が必要になります。）
換気設備	排気：キッチン、トイレ、洗面・脱衣所、浴室 給気：パントリー
脱衣所	独立化粧洗面台
その他	エアコン用スリーブ

2 入居資格

(1) 世帯の状況が、以下のア、イ又はウの要件を満たす方

ア 夫婦のみで構成される世帯であり、夫婦どちらかの年齢が39歳以下であること。

イ 申込期間の開始日において婚約中であり、かつ住戸の引き渡し日までに婚姻の届出を行う予定の夫婦のみで構成される世帯であり、かつ夫婦どちらかの年齢が39歳以下であること。

ウ 18歳未満の子どもを扶養する方であること。

(2) 世帯の所得月額が規定の収入基準（※）内であること。

(3) 市町村税の滞納がないこと。

(4) 過去において市営住宅に入居したことがある方は、現在その時の家賃等の未納がないこと、または市営住宅を退去させられたこと等がないこと。

(5) 入居許可がなされた場合には、連帯保証人1名が得られること。

※連帯保証人の条件について

- 市町村税を滞納していない方、かつ、住民税・固定資産税の両方もしくは一方が課税されている方。
- 公営住宅（県営住宅、市営住宅等）に入居していない方。
- 過去10年以内に市営住宅を退去させられたことがない方。
- 日本国籍を有する方。

(6) 入居申込者及び同居予定者が暴力団員でないこと。

(7) 別に定める「福島市営住宅等入居に関する誓約事項」について遵守すること。

※福島市営住宅等入居に関する誓約事項より一部抜粋（入居時正式に提示します）

- 家賃は定められた納期限内に必ず納めること
- 動物類（犬、猫、鳥、その他）の飼育は禁止（一時的な預かり等も含む）
- 入居者の構成に変更が生じた際は必ず福島市営住宅管理センターに届け出ること
- 他人に迷惑をかける行為は禁止（特に騒音は建物の構造上、生活音が響くことがあるので常識の範囲内で生活されるようお願いします。）

※ 収入基準

特別市営住宅に入居できる収入基準は、

月所得 158,000円以上 487,000円以下 です。

入居申込みをする場合の所得額は、一緒に入居しようとする方で収入のある方全員の所得額の合計金額が対象となります。

〈 計算方法 〉

$$\text{月所得} = \frac{\text{給与所得控除後の金額} - [\text{扶養控除} (38\text{万円} \times \text{扶養親族数}) + \text{特別控除}]}{12}$$

※ 世帯構成によって控除額が増える場合があります。詳しくは、福島市営住宅管理センターへ源泉徴収票等を持参のうえご相談ください。

3 募集住宅・家賃

御山町団地 (所在地：福島市御山町6-6)

(1) 募集戸数 1戸

No	住宅種別	部屋番号	家賃	間取り
1	ふくしま☆スタイル リノベーション住宅	601号室	85,000円	2LDK (81.2㎡)

(2) 建設年度・構造 平成14年建設・鉄筋コンクリート造6階建

4 入居許可期間

入居許可日から10年以内(許可期間を延長することはできません。)

5 申込受付期間等

(1) 受付日時 随時受付中

(2) 受付場所 福島市役所6階 福島市営住宅管理センター(福島市五老内町3番1号)

6 申込方法

(1) 入居申込書に必要な書類を添付し、福島市営住宅管理センター窓口にご持参ください。
(郵送での申込みはできません。)

(2) 入居申込みに必要な書類を別紙「市営住宅等申込みに必要な書類」でご確認ください。

7 入居予定者決定方法

申込み資格及び必要書類が整った方から申し込み順に入居予定者を決定します。

※入居予定者が決定した場合、受付を終了しますので、入居辞退されることのないようお申し込みください。

8 入居手続き

入居を許可された方は、入居許可日より10日以内(※)に次の手続きを完了してください。

- (1) 請書・誓約書の提出
- (2) 連帯保証人の覚書の提出
- (3) 連帯保証人1名の印鑑登録証明書及び納税証明書の提出
- (4) 家賃の納入(入居手続きが完了した日より入居月末日までの日割り金額)

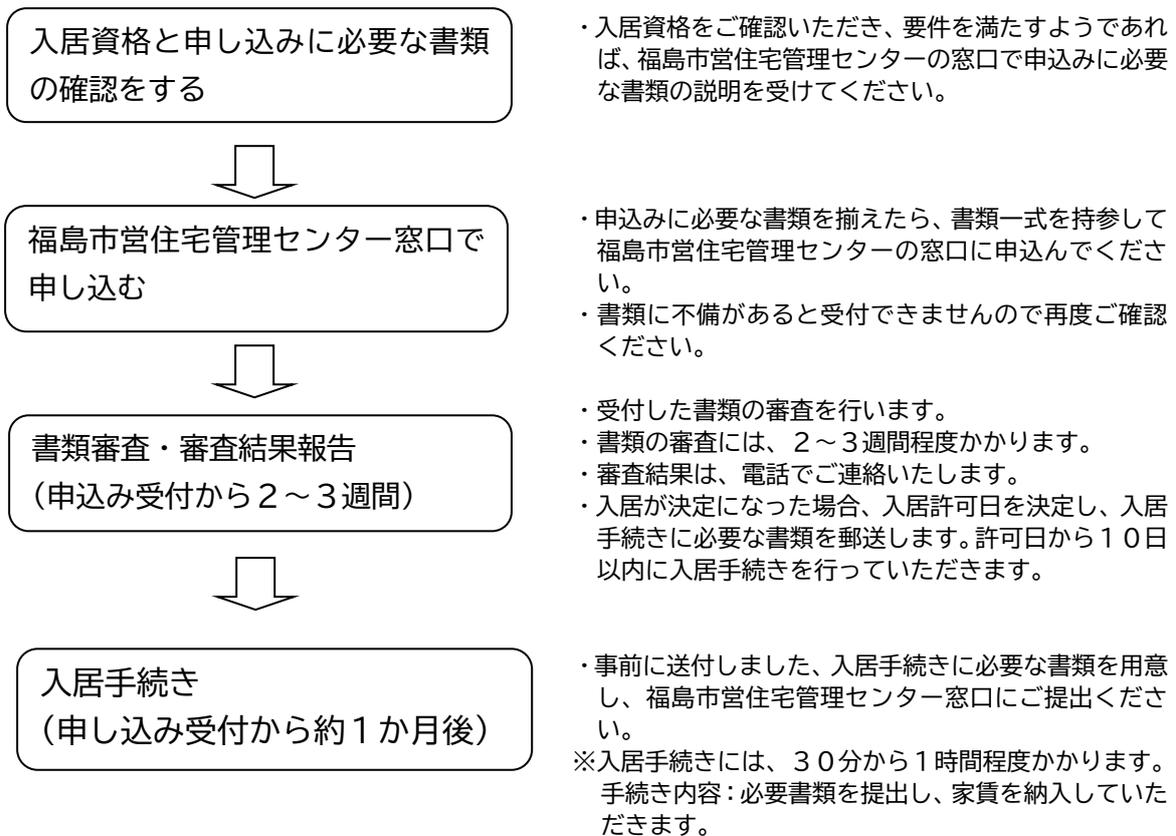
9 入居

- (1) 上記の入居手続き完了の日から15日以内に入居してください。
- (2) 入居後14日以内に新しい住所地の住民票(世帯全員)を福島市営住宅管理センターへご提出ください。
- (3) 入居する際には、入居者各自で室内の簡単な清掃をお願いします。

10 駐車場

今回募集している御山町団地には、駐車場がありません。車庫証明等の発行はできませんのでご注意ください。

11 入居申込みから入居までのスケジュール



12 入居申込みにあたっての注意事項

- (1) ご本人または同居される方が入居申込みをしてください。
- (2) 原則、婚約中の方は入居申込みできませんが、入居許可日までに入籍される場合は、入居申込みを受付けます。
- (3) 電気・ガス・水道等の契約については、全て入居者の方に行っていただきます。
- (4) 入居決定後、辞退することのないよう、十分ご検討のうえお申込みください。
- (5) 入居以降の磨耗・劣化等による軽微な修繕は入居者負担となります。
(入居者負担の例：コンセントの修理、排水管等の清掃、水道のパッキン交換など)
- (6) エアコン、網戸等の設備はありません。自己負担でご準備ください。
- (7) 設置されている家具は、サブスクが可能です。詳細については、「ふくしま☆スタイル 御山町団地 601号室のしおり」をご確認ください。

13 入居にあたっての注意事項

- (1) 家賃（入居者負担額）は、口座振替で納入していただきます。
- (2) 皆さんに明るく住みよい団地生活を送っていただくため、各団地に自治会が組織されており、入居後は加入をお願いします。また、自治会費（共益費）の負担もあります。
- (3) 犬、猫、その他の動物の飼育（餌付けや一時預かりを含む）はできません。ただし、身体障害者補助犬は認めることとしていますので、お申し出ください。

14 退去について

住宅を退去するときは、退去者の費用負担で原状回復（私物の撤去、破損個所の修繕等）を行っていただきます。

＝お問い合わせ＝

福島市五老内町3-1 福島市役所6階
福島市営住宅管理センター
電話 024-525-3757